

大和市介護事業者集団指導講習会資料

シェアする

ポスト

更新日：2025年08月28日

大和市介護事業者集団指導講習会資料は、下記に掲載しておりますので、ご確認の上、事業所内での周知等をよろしくお願いいたします。

令和7年度 大和市介護事業者集団指導講習会資料一覧

令和6年度介護報酬改定における改定事項の最新情報については、[「令和6年度介護報酬改定について」](#)（厚生労働省ホームページ）及び[「介護保険最新情報」](#)等を確認してください。

なお、厚生労働省、神奈川県等からの通知文書等がある場合は、以下の大和市介護事業者集団指導講習会資料の内容に関わらず、原則、通知文書等が優先されます。

基準等を確認する場合は、以下の大和市介護事業者集団指導講習会資料のみではなく、[「介護保険最新情報」](#)等を確認してください。

（例）

[「令和6年度介護報酬改定関連通知の正誤等について」](#)（介護情報最新情報Vol.1285）

共通事項

[共通事項 \(PDFファイル: 2.1MB\)](#)

地域密着型サービスの通則

「地域密着型サービスの費用の額の算定に関する基準の通則」については、令和6年度版から変更ございません。

[地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の通則 \(PDFファイル: 1.3MB\)](#)

地域密着型サービスの趣旨、「常勤換算方法」等の用語の定義等の通則を掲載しております。

各サービス別資料

「居宅介護支援」及び「介護予防支援」については、令和6年度版から変更ございません。

[定期巡回・随時対応型訪問介護看護 \(PDFファイル: 1.9MB\)](#)

[夜間対応型訪問介護 \(PDFファイル: 1.8MB\)](#)

[地域密着型通所介護 \(PDFファイル: 2.1MB\)](#)

[認知症対応型通所介護 \(PDFファイル: 2.1MB\)](#)

[小規模多機能型居宅介護 \(PDFファイル: 2.1MB\)](#)

[認知症対応型共同生活介護 \(PDFファイル: 2.2MB\)](#)

（注意）大和市内における認知症対応型共同生活介護の入居定員総数は、介護保険事業計画で定められており、市内の入居定員総数は、計画の目標値を既に達成しています。従って、現在、定員の増員を伴う共同生活住居の増設はできません。

[地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 \(PDFファイル: 2.6MB\)](#)

[看護小規模多機能型居宅介護 \(PDFファイル: 2.3MB\)](#)

令和6年度 大和市介護事業者集団指導講習会資料一覧

地域密着型サービスの通則

[地域密着型サービスの費用の額の算定に関する基準の通則 \(PDFファイル: 1.8MB\)](#)

複数サービス種類の同日利用や人員基準欠如等、よく問合せがある内容を掲載しております。

各サービス別資料

[居宅介護支援 \(PDFファイル: 1.9MB\)](#)

[介護予防支援 \(PDFファイル: 1.7MB\)](#)

運営基準の解釈

運営基準の解釈については、以下のHPを確認してください。

[運営基準の解釈](#)

介護サービス関係Q&A

介護サービス関係Q&Aについては、以下の厚生労働省HPを確認してください。

[介護サービス関係Q&A](#)の「「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A」

なお、令和6年度介護報酬改定に関するQ&Aについては、以下の厚生労働省HPを確認してください。

[令和6年度介護報酬改定について](#)の「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の基準

人員、設備、運営等に関する基準

[大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱 \(PDFファイル: 109.7KB\)](#)

「大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱」の第2条及び第3条にある「改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「国基準」という。）第2章第1節から第5節までの規定」及び「第7章第1節から第5節までの規定」については以下を確認してください。

[改正前の基準より該当箇所を抜粋 \(PDFファイル: 265.8KB\)](#)

費用の額の算定に関する基準

[大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱 \(PDFファイル: 364.0KB\)](#)

過年度の資料（参考）

サービスに要する費用の額の算定に関する基準についての説明資料

[介護予防訪問型サービス・訪問型サービスAに要する費用の額の算定に関する基準 \(PDFファイル: 457.9KB\)](#)

（注意）訪問型サービスAの単位数を修正しました。（令和2年9月11日更新）

[介護予防通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 \(PDFファイル: 706.0KB\)](#)

大和市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

[Q&A（平成29年3月28日） \(PDFファイル: 206.3KB\)](#)

この記事に関するお問合せ先

あんしん福祉部 介護保険課 事業者指導係
〒242-8601 大和市鶴間1-31-7（保健福祉センター別館1階 案内図）
電話：046-260-5170

[お問合せフォーム](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。